

# 金山町水道事業

## 水質検査計画



金山町公式  
キャラクター

**かぼまる**

水質検査は、水質基準に適合し安全であることを保証するために不可欠であり、水道水の水質管理において中核をなすものです。

水質検査計画とは、水質検査の適正化を確保するために、水質検査項目等を定めたものです。

- 1 水道法の改正と水質基準改正
- 2 水道水源の概要
- 3 水質検査計画
- 4 検査計画及び結果の公表方法とお客様の声
- 5 水質事故への速やかな対応
- 6 令和8年度水質検査計画
- 7 令和8年度水質検査採水計画

令和8年3月

金山町



## 1 水道法の改正と水質基準改正

<日本の里100選・中川地区>

### (1) 水質基準改正の背景

平成15年5月、11年ぶりに水質基準に関する厚生労働省令が改正され、平成16年4月1日から水質基準項目が46項目から50項目に強化されました。従来の水質基準は平成4年に設定され平成5年から施行されたもので、10年を経過して新たな化学物質や消毒副生成物など水道の水質を取り巻く環境が大きく変わったことが理由です。また、平成21年4月から水道水質基準項目に塩素酸が追加され指標菌及びクリプトスポリジウム等の検査方法が改正されました。

平成27年度に「ジクロロ酢酸」と「トリクロロ酢酸」の基準値が、それぞれ0.04 mg/L、0.2 mg/Lから0.03 mg/Lに強化され、令和2年度に「六価クロム化合物」の基準値が、0.05 mg/Lから0.02 mg/Lに強化されました。

飲料水の汚染が懸念される放射性物質については、福島第一原子力発電所の事故より実施してきた「飲料水放射性物質モニタリング」を今後も行います。

有機フッ素化合物のペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) やペルフルオロオクタン酸 (PFOA) については、令和7年度までは水質管理目標設定項目となっていたが、令和8年度より水質検査項目へ引き上げとなります。

金山町では、町民の皆様に安心してお使いいただけるよう、水質検査の見直しを行い、令和8年度の水質検査計画を作成しました。

### (2) 飲料水放射性物質モニタリングについて

金山町では、福島第一原子力発電所の事故に伴い、平成23年3月28日より3日に1回、簡水7施設の水道水中の放射性物質の検査を実施してきました。その後、水道水の安全性を確保しながら、検査頻度を徐々に減らし、令和3年4月からは全ての施設で年に4回の検査体制になります。

平成24年4月1日から検査基準が下記のとおり改正されました。

#### ・以前の検査基準

- ・放射性ヨウ素 300 Bq/kg 以内  
(乳幼児は100 Bq/kg 以内)
- ・放射性セシウム 200 Bq/kg 以内  
(原子力安全委員会が定めた基準)

#### ・現在の検査基準

- ・放射性ヨウ素 10 Bq/kg 以内
- ・放射性セシウム 10 Bq/kg 以内

福島第一原子力発電所の事故から現在まで、金山町の水道水から放射性物質は検出されていません。

## 2 水道水源の概要

金山町水道は、令和元年度に地域住民に対するサービス水準の維持向上等を図りながら、財務・技術基盤を強化するため、6つの簡易水道事業及び6箇所の飲料水供給施設を金山町統合簡易水道事業へ統合しました。金山町統合簡易水道の水源は、各旧簡易水道により違いはありますが、湧水、深井戸、浅井戸等により取水し、消毒処理を行い供給しています。水源は森林地帯の中にある箇所がほとんどであり、工場もなく、生活雑排水・肥料・農薬・工場排水等の影響を受ける恐れもないと考えられます。

このため、水質検査にあたっては、水道法で定められた水質基準項目を定期的に検査します。水道原水及び水道水における汚染の要因、水質管理上優先すべき対象項目は次のとおりです。

### (1) 水道施設の概要

水道施設名		計画給水人口	水源種別	浄水方法
金山町統合簡易水道施設	旧川口地区簡易水道	2,302人	浅井戸	塩素処理のみ
	旧小栗山簡易水道		湧水	塩素処理のみ
	旧玉梨八町簡易水道		湧水	塩素処理のみ
	旧沼沢簡易水道		湧水	塩素処理のみ
	旧横田簡易水道		湧水	塩素処理のみ
	旧大塩滝沢簡易水道		浅井戸	塩素処理のみ
	旧橋立簡易水道		浅井戸	塩素処理、除マンガン
	旧土倉簡易水道		湧水	塩素処理のみ
	旧上大牧簡易水道		湧水	塩素処理のみ
	旧下大牧簡易水道		湧水	塩素処理のみ
	旧大栗山簡易水道		湧水	塩素処理のみ
	旧太郎布簡易水道		湧水	塩素処理のみ

### (2) 水道原水及び水道水の状況

#### ① 原水（水源から浄水場入口まで）の汚染の要因、水質管理上優先すべき対象項目

水道施設名		水源種別	汚染の要因	水質管理上の優先項目
金山町統合簡易水道施設	旧川口地区簡易水道	浅井戸	降雨による濁水	濁度
	旧小栗山簡易水道	湧水	降雨による濁水	濁度
	旧玉梨八町簡易水道	湧水	降雨による濁水	濁度
	旧沼沢簡易水道	湧水	降雨による濁水	濁度
	旧横田簡易水道	湧水	降雨による濁水	濁度
	旧大塩滝沢簡易水道	浅井戸	降雨による濁水	濁度
	旧橋立簡易水道	浅井戸	降雨による濁水	濁度
	旧土倉簡易水道	湧水	降雨による濁水	濁度
	旧上大牧簡易水道	湧水	降雨による濁水	濁度
	旧下大牧簡易水道	湧水	降雨による濁水	濁度
	旧大栗山簡易水道	湧水	降雨による濁水	濁度
	旧太郎布簡易水道	湧水	降雨による濁水	濁度

② 水道水（浄水場入り口から給水栓）までの汚染の要因、水質管理上優先すべき対象項目

水道施設名		薬品・資機材の使用	汚染の要因	水質管理上の優先項
金山町 統合 簡易 水道 施設	旧川口地区簡易水道	消毒 ・次亜塩素酸Na 使用	・消毒副生成物 (12項目)	・消毒副生成物 (12項目)
	旧小栗山簡易水道			
	旧玉梨八町簡易水道			
	旧沼沢簡易水道			
	旧横田簡易水道			
	旧大塩滝沢簡易水道	浄水処理及び消毒 ・次亜塩素酸Na ・液状苛性ソーダ 使用	・消毒副生成物 (12項目) ・マンガン	・消毒副生成物 (12項目) ・マンガン
	旧橋立簡易水道			
	旧土倉簡易水道	消毒 ・次亜塩素酸Na 使用	・消毒副生成物 (12項目)	・消毒副生成物 (12項目)
	旧上大牧簡易水道			
	旧下大牧簡易水道			
旧大栗山簡易水道				
旧太郎布簡易水道				

3 水質検査計画

(1) 水質検査の基本方針

水源の種類及び水質管理における留意すべき事項を踏まえ、金山町水道事業の水質検査基本計画を策定しました。

- ① 検査地点は、水質基準が適用される蛇口（浄水）、浄水場の入り口（原水）とします。
- ② 検査項目は、水道法で検査が義務付けられている水質基準項目（51項目）のうち、水源の汚染の状況等を考慮し、過去の検査結果により設定します。なお、年1回は全項目検査を行い、水道水の安全性を保証します。
- ③ 原水の検査は、年1回は消毒副生成物と味を除いた39項目の検査を行います。

(2) 検査項目及び検査頻度

① 毎日検査

1日1回、各施設の給水栓において、色、濁り、残留塩素の検査を行います。

② 毎月検査

1ヶ月に1回、各旧簡水施設の給水栓において、水質変化の指標となる9項目について、水質検査を行います。さらに、臭気原因物質のジェオスミン、2・メチルイソボルネオールの2項目を藻類発生時期に近く、水質基準項目39項目（原水）を行う6月に検査を行います。

### ③ 隔月の検査

3ヶ月に1回、各旧簡水施設の給水栓において、消毒副生成物12項目と亜硝酸態窒素について、9、12、3月に水質検査を行います。また、年1回（6月）に各旧簡水施設の水質基準項目51項目の検査を行います。

旧玉梨八町簡易水道（大妻第1水源、猿倉第2水源）については、鉛及びその化合物を安全性の確認のため、3ヶ月に1回水質検査を行います。

なお、全国各地で井戸等の地下水で検出され、社会的関心が高まっている有機フッ素化合物のペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）やペルフルオロオクタン酸（PFOA）については、令和7年度までは水質管理目標設定項目となっていますが、令和8年度より水質検査項目へ引き上げとなります。そのため、各施設の給水栓において6ヶ月に1回、各旧簡水施設の水源において年1回、水質検査を実施します。

### ④ 原水の検査

旧各簡水では、最も水質が悪化する時期を考慮し、6月に消毒副生成物と味を除いた39項目の水質検査を行います。

### ⑤ 指標菌検査

クリプトスポリジウム等（病原微生物）の指標である指標菌（大腸菌、嫌気性芽胞菌の2項目）の検査は、3ヶ月に1回実施します。

検査項目	検査頻度	検査箇所
色・濁り・残留塩素	毎日	町内簡水給水栓
水質基準項目9項目	月1回	町内旧簡水給水栓
消毒副生成物12項目	年3回	町内旧簡水給水栓
水質基準項目21項目	年3回	町内旧簡水給水栓
水質基準項目51項目	年1回（6月）	町内旧簡水給水栓
鉛及びその化合物	年3回	町内旧簡水1箇所（旧玉梨八町）
亜硝酸態窒素	年3回	町内旧簡水給水栓
PFOS、PFOA（給水栓）	年2回（6月、12月）	町内旧簡水給水栓
PFOS、PFOA（原水）	年1回（6月）	町内旧簡水浄水場入口（原水）
水質基準項目39項目（原水）	年1回（6月）	町内旧簡水浄水場入口（原水）
指標菌検査	年4回	町内旧簡水浄水場入口（原水）
クリプトスポリジウム・ジアルジア検査	指標菌検出時	町内旧簡水浄水場入口（原水）

### (3) 検査採水地点

#### ① 給水栓

各配水系統別に、水質基準項目の検査（採水）を実施する給水栓の14箇所で検査を行います。

	水道施設名	採水場所
金山町 統合簡易 水道施設	旧川口地区簡易水道	本名地区個人宅
	旧小栗山簡易水道	小栗山消防ポンプ室
	旧八町玉梨簡易水道	東中井消防ポンプ室、玉梨地区個人宅
	旧沼沢簡易水道	福沢地区個人宅
	旧横田簡易水道	上横田消防ポンプ室、越川地区個人宅
	旧大塩滝沢簡易水道	滝沢消防ポンプ室
	旧橋立地区簡易水道	橋立地内採水箇所
	旧土倉地区簡易水道	土倉消防ポンプ室
	旧上大牧地区簡易水道	上大牧地区個人宅
	旧下大牧地区簡易水道	下大牧地区個人宅
	旧大栗山地区簡易水道	大栗山消防ポンプ室
	旧太郎布地区簡易水道	太郎布地区個人宅

水道法に基づく1日1回の検査は、各配水系統ごとに地点を選定し、14箇所で検査を行います。

#### ② 原水

水源水質を確認するため、浄水場入口で検査します。（6月実施）

### (4) 臨時の水質検査

水源等で、次のような水質変化があり、その変化に対応した浄水処理を行うことができず、給水栓の水で水質基準値を超える恐れがある場合は、直ちに取水を停止して、必要に応じて水源、浄水場、給水栓等から採水し、臨時の検査を行います。

- ① 原因不明の色及び濁りに変化が生じるなど水質が著しく悪化したとき。
- ② 臭気等に著しい変化が生じるなどの異常があったとき。
- ③ その他、必要があると認められる場合。

臨時の水質検査は、水質異常が発生したとき直ちに実施し、水質異常が終息し、給水栓の水の安全性が確認されるまで行います。

#### (5) 水質検査の方法と委託する内容

採水・水質検査・成績書の発行までの業務を水道法20条登録機関に委託します。  
委託については、精度と信頼性を考慮します。

- ① 水道水質検査において、その精度と信頼性の保証は、極めて重要であり、GLPの考え方を取り入れた体制を導入する必要があります。検査に関し、GLPの考え方を取り入れた信頼性保証システムとして、ISO17025やISO9001が定められており、飲料水検査において、ISO9001に準じた検査体制が整備されている検査機関とします。
- ② 水質基準項目において、全ての項目が自社分析できる検査機関とします。
- ③ 臨時の水質検査において、少なくとも3日で検査結果の出せる検査体制が整備されている検査機関とします。

解釈 GLP：優良試験所基準で食品検査・医療品分野では既に実施されています。

ISO9001：品質保証に関する国際標準

#### (6) 水質管理において留意する事項

- ① 浄水の水質検査結果を基に、水質の安全性を判定し、評価を行う。原水に関しても同様の評価を行い、水質管理の指標とします。
- ② 管理計画の見直しについては、過去の検査結果等を考慮し、毎年実施します。
- ③ 計画外項目に関しては、必要があると思われる場合に臨時の水質検査として取り入れていきます。



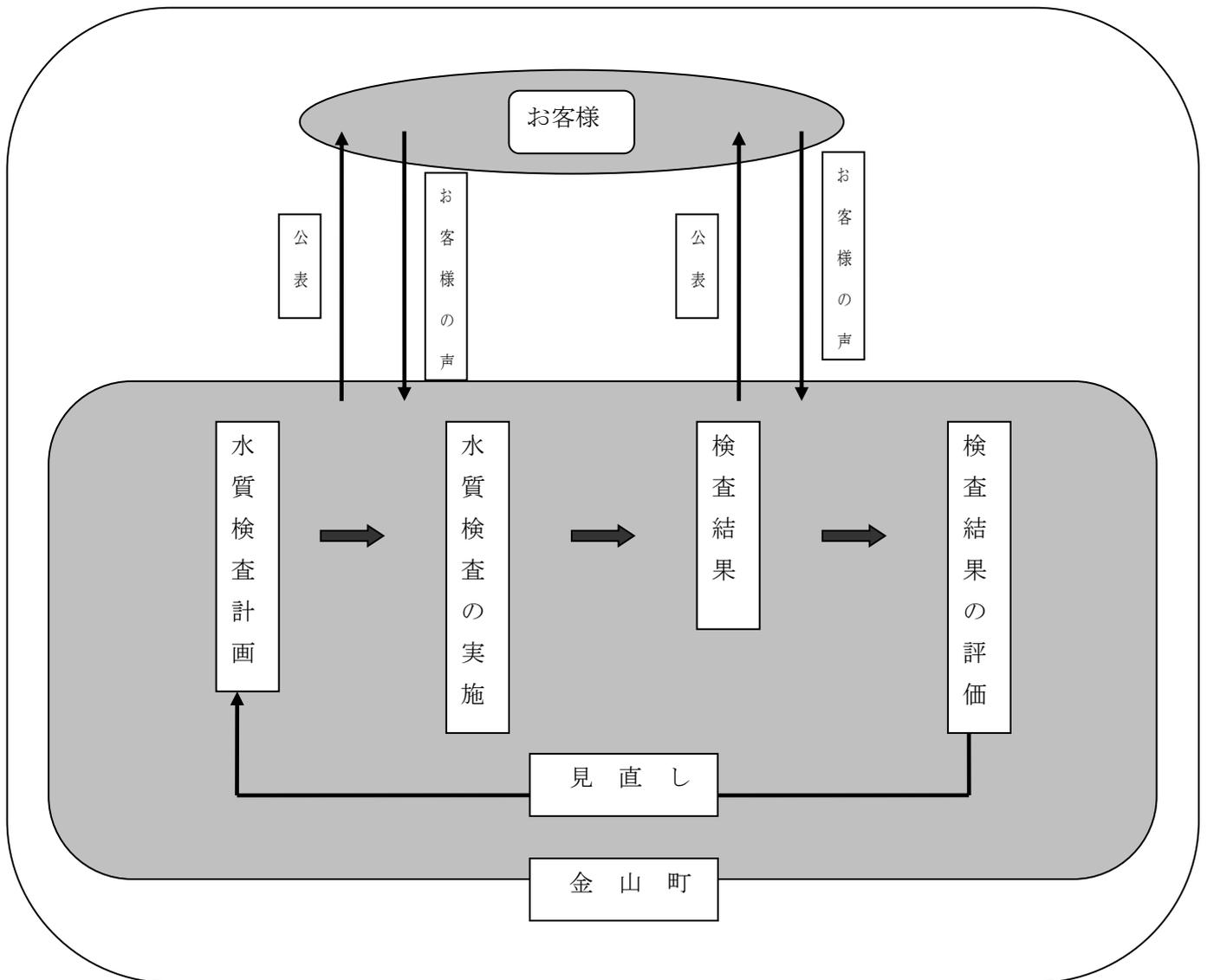
<水質検査施設の状況>

#### 4 検査計画及び結果の公表方法とお客様の声

安全でおいしい水を提供するために、金山町水道事業では水質検査計画と検査結果を公表し、これらにつきましては、町民の皆様からのご意見を基に、水質検査計画の見直しを行い、より安全で安心できる水道を目指します。

お客様からの声や、水質検査結果を次年度の水質検査計画に反映させていくため、下図のとおり見直しを行いますので、皆様のご意見をお願いいたします。

水質検査計画策定の概念図



## 5 水質事故への速やかな対応

水道水質の管理に万全を期すために、福島県会津保健所、近隣町村及び水質検査委託機関との連携も大切です。金山町においては、以下のような取組に努めます。

### ① ご利用者（お客様）との関係

ご利用者から寄せられる水質の苦情には、的確に対応するように努めます。

また、水道水質をより知っていただくため、分かりやすい正確な情報を提供いたします。

### ② 県及び関係機関との連携

水質汚染事故が発生した場合は、会津保健所等の連絡体制を活用し、速やかに関係機関に通報するとともに、必要な助言を受け、安全でおいしい水の提供に努めます。

### ③ 水質検査委託機関との連携

水質汚染事故には、すばやく対応できるように、水質検査機関との連携に努めます。



この水質検査計画についての皆様からのご意見をお寄せください。

#### お問い合わせ及び連絡先

福島県金山町建設課上下水道係

〒968-0011

福島県大沼郡金山町大字川口字谷地393

TEL 0241-54-5315

FAX 0241-54-2600

6 令和8年度水質検査計画

● 簡易水道施設（新水源・旧簡水施設（玉梨・八町及び沼沢を除く））（新水源・旧簡水施設の過去の最大値から検討し計画す）

水質基準項目	基準値 (mg/l)	過去3年間の検査結果による最大値 (浄水) (mg/l)	施行規則による検査の基本回数	法施行規則第15条第1項第4号による検査省略の検討結果 (可否)	検査実施回数	設定理由等
1 一般細菌	100個/ml以下	10	12回/年	不可	12回/年	法令に基づく
2 大腸菌	検出されないこと	陰性	12回/年	不可	12回/年	
3 カドミウム及びその化合物	0.003以下	0.0003未満	4回/年	省略可	1回/年	過去3年間のデータに基づく
4 水銀及びその化合物	0.0005以下	0.00005未満	4回/年	省略可	1回/年	
5 鉛及びその化合物	0.01以下	0.001未満	4回/年	省略可	1回/年	
6 鉛及びその化合物	0.01以下	0.002	1回/年	省略可	1回/年	
7 ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.001未満	4回/年	省略可	1回/年	
8 六価クロム化合物	0.02以下	0.002	4回/年	省略可	1回/年	
9 亜硝酸態窒素	0.04以下	0.004未満	4回/年	不可	4回/年	法令に基づく
10 シアン化合物(イ)及び塩化シアン	0.01以下	0.001未満	4回/年	不可	4回/年	
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	1	1回/年	省略可	1回/年	過去3年間のデータに基づく
12 フッ素及びその化合物	0.8以下	0.08未満	1回/年	省略可	1回/年	
13 砒素及びその化合物	1.0以下	0.02未満	1回/年	省略可	1回/年	
14 四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満	1回/年	省略可	1回/年	
15 1, 4-ジニトロベンゼン	0.05以下	0.005未満	1回/年	省略可	1回/年	
16 シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.001未満	1回/年	省略可	1回/年	
17 ジクロロメタン	0.02以下	0.001未満	1回/年	省略可	1回/年	
18 テトラクロロエチレン	0.01以下	0.001未満	1回/年	省略可	1回/年	
19 トリクロロエチレン	0.01以下	0.001未満	1回/年	省略可	1回/年	
20 ベンゼン	0.01以下	0.001未満	1回/年	省略可	1回/年	
21 塩素酸	0.6以下	0.08	4回/年	不可	4回/年	法令に基づく頻度で検査
22 クロロ酢酸	0.02以下	0.002未満	4回/年	不可	4回/年	
23 クロロホルム	0.06以下	0.002未満	4回/年	不可	4回/年	
24 ジクロロ酢酸	0.03以下	0.002未満	4回/年	不可	4回/年	
25 ジブromクロロメタン	0.1以下	0.002	4回/年	不可	4回/年	
26 臭素酸	0.01以下	0.001未満	4回/年	不可	4回/年	
27 総トリハロメタン	0.1以下	0.003	4回/年	不可	4回/年	
28 トリクロロ酢酸	0.03以下	0.002未満	4回/年	不可	4回/年	
29 ブromジクロロメタン	0.03以下	0.001	4回/年	不可	4回/年	
30 ブromホルム	0.09以下	0.002	4回/年	不可	4回/年	
31 ホルムアルデヒド	0.08以下	0.008未満	4回/年	不可	4回/年	
32 亜鉛及びその化合物	1.0以下	0.04	1回/年	省略可	1回/年	過去3年間のデータに基づく
33 アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.02未満	1回/年	省略可	1回/年	
34 鉄及びその化合物	0.3以下	0.03未満	1回/年	省略可	1回/年	
35 銅及びその化合物	1.0以下	0.05	1回/年	省略可	1回/年	
36 ナトリウム及びその化合物	200以下	9.8	1回/年	省略可	1回/年	法令に基づく
37 マンガン及びその化合物	0.05以下	0.005未満	1回/年	不可	1回/年	
38 塩化物イオン	200以下	6.3	12回/年	不可	12回/年	過去3年間のデータに基づく
39 カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	300以下	29	1回/年	省略可	1回/年	
40 蒸発残留物	500以下	76	1回/年	省略可	1回/年	過去3年間のデータに基づく
41 陰イオン界面活性剤	0.2以下	0.02未満	1回/年	省略可	1回/年	
42 ジェオスミン	0.00001以下	0.000001未満	発生時期に1回以上/年	検討不要	発生時1回/年	藻類が発生する時期に検査する。
43 2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	0.000001未満	発生時期に1回以上/年	検討不要	発生時1回/年	
44 非イオン界面活性剤	0.02以下	0.005未満	1回/年	不可	1回/年	過去3年間のデータに基づく
45 フェノール類	0.005以下	0.0005未満	1回/年	省略可	1回/年	
46 有機物 (TOC)	3以下	0.5	12回/年	不可	12回/年	法令に基づく頻度で検査
47 PH値	5.8~8.6	6.6~7.8	12回/年	不可	12回/年	
48 味	異常でないこと	異常なし	12回/年	不可	12回/年	
49 臭気	異常でないこと	異常なし	12回/年	不可	12回/年	
50 色度	5度以下	3.1	12回/年	不可	12回/年	
51 濁度	2度以下	1.6	12回/年	不可	12回/年	法令に基づく頻度で検査
PFOS、PFOA	0.00005以下	0.000004未満	2回/年	—	2回/年	

● 簡易水道施設（旧玉梨・八町簡水施設）（旧簡水施設の過去の最大値から検討し計画する）

水質基準項目	基準値 (mg/l)	過去3年間の検査結果による最大値 (浄水) (mg/l)	施行規則による検査の基本回数	法施行規則第15条第1項第4号による検査省略の検討結果 (可否)	検査実施回数	設定理由等	
1 一般細菌	100個/ml以下	0	12回/年	不可	12回/年	法令に基づく	
2 大腸菌	検出されないこと	陰性	12回/年	不可	12回/年		
3 カドミウム及びその化合物	0.003以下	0.0003未満	4回/年	省略可	1回/年	過去3年間のデータに基づく	
4 水銀及びその化合物	0.0005以下	0.00005未満	4回/年	省略可	1回/年		
5 セレン及びその化合物	0.01以下	0.001未満	4回/年	省略可	1回/年		
6 鉛及びその化合物	0.01以下	0.004	4回/年	省略可	4回/年	安全確認	
7 ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.001未満	4回/年	省略可	1回/年	過去3年間のデータに基づく	
8 六価クロム化合物	0.02以下	0.005未満	4回/年	省略可	1回/年		
9 亜硝酸態窒素	0.04以下	0.004未満	4回/年	不可	4回/年	法令に基づく	
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	0.001未満	4回/年	不可	4回/年		
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	0.58	4回/年	省略可	1回/年	過去3年間のデータに基づく	
12 フッ素及びその化合物	0.8以下	0.08未満	4回/年	省略可	1回/年		
13 砒素及びその化合物	1.0以下	0.02未満	4回/年	省略可	1回/年		
14 四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満	4回/年	省略可	1回/年		
15 1, 4-ジニトロベンゼン	0.05以下	0.005未満	4回/年	省略可	1回/年		
16 シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.001未満	4回/年	省略可	1回/年		
17 ジクロロメタン	0.02以下	0.001未満	4回/年	省略可	1回/年		
18 テトラクロロエチレン	0.01以下	0.001未満	4回/年	省略可	1回/年		
19 トリクロロエチレン	0.01以下	0.001未満	4回/年	省略可	1回/年		
20 ベンゼン	0.01以下	0.001未満	4回/年	省略可	1回/年		
21 塩素酸	0.6以下	0.006未満	4回/年	不可	4回/年		法令に基づく頻度で検査
22 クロロ酢酸	0.02以下	0.002未満	4回/年	不可	4回/年		
23 クロロホルム	0.06以下	0.002未満	4回/年	不可	4回/年		
24 ジクロロ酢酸	0.03以下	0.002未満	4回/年	不可	4回/年		
25 ジブromクロロメタン	0.1以下	0.001	4回/年	不可	4回/年		
26 臭素酸	0.01以下	0.001未満	4回/年	不可	4回/年		
27 総トリハロメタン	0.1以下	0.002	4回/年	不可	4回/年		
28 トリクロロ酢酸	0.03以下	0.002未満	4回/年	不可	4回/年		
29 ブromクロロメタン	0.03以下	0.001未満	4回/年	不可	4回/年		
30 ブromホルム	0.09以下	0.001	4回/年	不可	4回/年		
31 ホルムアルデヒド	0.08以下	0.008未満	4回/年	不可	4回/年		
32 亜鉛及びその化合物	1.0以下	0.07	4回/年	省略可	1回/年	過去3年間のデータに基づく	
33 アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.02未満	4回/年	省略可	1回/年		
34 鉄及びその化合物	0.3以下	0.03未満	4回/年	省略可	1回/年		
35 銅及びその化合物	1.0以下	0.02	4回/年	省略可	1回/年		
36 ナトリウム及びその化合物	200以下	3.8	4回/年	省略可	1回/年		
37 マグネシウム及びその化合物	0.05以下	0.005未満	4回/年	不可	1回/年	法令に基づく	
38 塩化物イオン	200以下	3.6	12回/年	不可	12回/年		
39 カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	300以下	16	4回/年	省略可	1回/年	過去3年間のデータに基づく	
40 蒸発残留物	500以下	46	4回/年	省略可	1回/年		
41 陰イオン界面活性剤	0.2以下	0.02未満	4回/年	省略可	1回/年		
42 ジェオスミン	0.00001以下	0.000001未満	発生時期に1回以上/年	検討不要	発生時1回/年	発菌が発生する時期に検査する。	
43 2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	0.000001未満	発生時期に1回以上/年	検討不要	発生時1回/年		
44 非イオン界面活性剤	0.02以下	0.005未満	4回/年	不可	1回/年	過去3年間のデータに基づく	
45 フェノール類	0.005以下	0.0005未満	4回/年	省略可	1回/年		
46 有機物 (TOC)	3以下	0.3	12回/年	不可	12回/年	法令に基づく頻度で検査	
47 PH値	5.8~8.6	6.8~7.0	12回/年	不可	12回/年		
48 味	異常でないこと	異常なし	12回/年	不可	12回/年		
49 臭気	異常でないこと	異常なし	12回/年	不可	12回/年		
50 色度	5度以下	2	12回/年	不可	12回/年		
51 濁度	2度以下	0.9	12回/年	不可	12回/年		
PFOS、PFOA	0.00005以下	0.000004未満	2回/年	—	2回/年		

● 簡易水道施設（旧沼沢簡水施設）（旧簡水施設の過去の最大値から検討し計画する）

水質基準項目	基準値 (mg/l)	過去3年間の検査結果による最大値 (浄水) (mg/l)	施行規則による検査の基本回数	法施行規則第15条第1項第4号による検査省略の検討結果 (可否)	検査実施回数	設定理由等
1 一般細菌	100個/ml以下	0	12回/年	不可	12回/年	法令に基づく
2 大腸菌	検出されないこと	陰性	12回/年	不可	12回/年	
3 カドミウム及びその化合物	0.003以下	0.0003未満	4回/年	省略可	1回/年	過去3年間のデータに基づく
4 水銀及びその化合物	0.0005以下	0.00005未満	4回/年	省略可	1回/年	
5 セレン及びその化合物	0.01以下	0.001未満	4回/年	省略可	1回/年	
6 鉛及びその化合物	0.01以下	0.001未満	4回/年	省略可	1回/年	
7 ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.001未満	4回/年	省略可	1回/年	
8 六価クロム化合物	0.02以下	0.005未満	4回/年	省略可	1回/年	
9 亜硝酸態窒素	0.04以下	0.004未満	4回/年	不可	4回/年	法令に基づく
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	0.001未満	4回/年	不可	4回/年	
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	0.2	4回/年	省略可	1回/年	過去3年間のデータに基づく
12 フッ素及びその化合物	0.8以下	0.08未満	4回/年	省略可	1回/年	
13 砒素及びその化合物	1.0以下	0.02未満	4回/年	省略可	1回/年	
14 四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満	4回/年	省略可	1回/年	
15 1, 4-ジニトロベンゼン	0.05以下	0.005未満	4回/年	省略可	1回/年	
16 シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.001未満	4回/年	省略可	1回/年	
17 ジクロロメタン	0.02以下	0.001未満	4回/年	省略可	1回/年	
18 テトラクロロエチレン	0.01以下	0.001未満	4回/年	省略可	1回/年	
19 トリクロロエチレン	0.01以下	0.001未満	4回/年	省略可	1回/年	
20 ベンゼン	0.01以下	0.001未満	4回/年	省略可	1回/年	
21 塩素酸	0.6以下	0.006未満	4回/年	不可	4回/年	法令に基づく頻度で検査
22 クロロ酢酸	0.02以下	0.002未満	4回/年	不可	4回/年	
23 クロロホルム	0.06以下	0.002未満	4回/年	不可	4回/年	
24 ジクロロ酢酸	0.03以下	0.002未満	4回/年	不可	4回/年	
25 ジブromクロロメタン	0.1以下	0.001	4回/年	不可	4回/年	
26 臭素酸	0.01以下	0.001未満	4回/年	不可	4回/年	
27 総トリハロメタン	0.1以下	0.002	4回/年	不可	4回/年	
28 トリクロロ酢酸	0.03以下	0.002未満	4回/年	不可	4回/年	
29 ブromジクロロメタン	0.03以下	0.001未満	4回/年	不可	4回/年	
30 ブromホルム	0.09以下	0.001	4回/年	不可	4回/年	
31 ホルムアルデヒド	0.08以下	0.008未満	4回/年	不可	4回/年	
32 亜鉛及びその化合物	1.0以下	0.03	1回/年	省略可	1回/年	過去3年間のデータに基づく
33 アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.02未満	1回/年	省略可	1回/年	
34 鉄及びその化合物	0.3以下	0.03未満	1回/年	省略可	1回/年	
35 銅及びその化合物	1.0以下	0.03	1回/年	省略可	1回/年	
36 ナトリウム及びその化合物	200以下	4.9	1回/年	省略可	1回/年	法令に基づく
37 マンガン及びその化合物	0.05以下	0.005未満	1回/年	不可	1回/年	
38 塩化物イオン	200以下	4.3	12回/年	不可	12回/年	過去3年間のデータに基づく
39 カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	300以下	19	4回/年	省略可	1回/年	
40 蒸発残留物	500以下	87	4回/年	省略可	1回/年	過去3年間のデータに基づく
41 陰イオン界面活性剤	0.2以下	0.02未満	4回/年	省略可	1回/年	
42 ジェオスミン	0.00001以下	0.000001未満	発生時期に1回以上/年	検討不要	発生時1回/年	藻類が発生する時期に検査する。
43 2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	0.000001未満	発生時期に1回以上/年	検討不要	発生時1回/年	
44 非イオン界面活性剤	0.02以下	0.005未満	4回/年	不可	1回/年	過去3年間のデータに基づく
45 フェノール類	0.005以下	0.0005未満	4回/年	省略可	1回/年	
46 有機物 (TOC)	3以下	0.3未満	12回/年	不可	12回/年	法令に基づく頻度で検査
47 PH値	5.8~8.6	6.4~6.5	12回/年	不可	12回/年	
48 味	異常でないこと	異常なし	12回/年	不可	12回/年	
49 臭気	異常でないこと	異常なし	12回/年	不可	12回/年	
50 色度	5度以下	0.5未満	12回/年	不可	12回/年	
51 濁度	2度以下	0.1未満	12回/年	不可	12回/年	
PFOS, PFOA	0.00005以下	0.000004未満	2回/年	—	2回/年	

水質検査実施計画（新水源・旧小栗山・横田・大滝簡水施設）

番号	項目名	実施内容	基準	備考
1	一般細菌	12回/年	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。	
2	大腸菌	12回/年	検出されないこと。	
3	カドミウム及びその化合物	1回/年	カドミウムの量に関して、0.003mg/ℓ以下であること。	
4	水銀及びその化合物	1回/年	水銀の量に関して、0.0005mg/ℓ以下であること。	
5	セレン及びその化合物	1回/年	セレンの量に関して、0.01mg/ℓ以下であること。	
6	鉛及びその化合物	1回/年	鉛の量に関して、0.01mg/ℓ以下であること。	
7	ヒ素及びその化合物	1回/年	ヒ素の量に関して、0.01mg/ℓ以下であること。	
8	六価クロム化合物	1回/年	六価クロムの量に関して、0.02mg/ℓ以下であること。	
9	亜硝酸態窒素	4回/年	0.04mg/ℓ以下であること。	
10	シアニ化物イオン及び塩化シアニ	4回/年	シアンの量に関して、0.01mg/ℓ以下であること。	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1回/年	10mg/ℓ以下であること。	
12	フッ素及びその化合物	1回/年	フッ素の量に関して、0.8mg/ℓ以下であること。	
13	リン素及びその化合物	1回/年	リン素の量に関して、1.0mg/ℓ以下であること。	
14	四塩化炭素	1回/年	0.002mg/ℓ以下であること。	
15	1, 4-ジチオソ	1回/年	0.05mg/ℓ以下であること。	
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	1回/年	0.04mg/ℓ以下であること。	
17	ジクロロエタン	1回/年	0.02mg/ℓ以下であること。	
18	テトラクロロエチレン	1回/年	0.01mg/ℓ以下であること。	
19	トリクロロエチレン	1回/年	0.03mg/ℓ以下であること。	
20	ベンゼン	1回/年	0.01mg/ℓ以下であること。	
21	塩素酸	4回/年	0.6mg/ℓ以下であること。	
22	クロ酢酸	4回/年	0.02mg/ℓ以下であること。	
23	クロホルム	4回/年	0.06mg/ℓ以下であること。	
24	ジクロロ酢酸	4回/年	0.03mg/ℓ以下であること。	
25	ジブromクロロメタン	4回/年	0.1mg/ℓ以下であること。	
26	臭素酸	4回/年	0.01mg/ℓ以下であること。	
27	総トリハロメタン	4回/年	0.1mg/ℓ以下であること。	
28	トリクロロ酢酸	4回/年	0.03mg/ℓ以下であること。	
29	ブromジクロロメタン	4回/年	0.03mg/ℓ以下であること。	
30	ブromホルム	4回/年	0.09mg/ℓ以下であること。	
31	ホルムアルデヒド	4回/年	0.08mg/ℓ以下であること。	
32	亜鉛及びその化合物	1回/年	亜鉛の量に関して、1.0mg/ℓ以下であること。	
33	アルミニウム及びその化合物	1回/年	アルミニウムの量に関して、0.2mg/ℓ以下であること。	
34	鉄及びその化合物	1回/年	鉄の量に関して、0.3mg/ℓ以下であること。	
35	銅及びその化合物	1回/年	銅の量に関して、1.0mg/ℓ以下であること。	
36	ナトリウム及びその化合物	1回/年	ナトリウムの量に関して、200mg/ℓ以下であること。	
37	マンガン及びその化合物	1回/年	マンガンの量に関して、0.05mg/ℓ以下であること。	
38	塩化物イオン	12回/年	200mg/ℓ以下であること。	
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	1回/年	300mg/ℓ以下であること。	
40	蒸発残留物	1回/年	500mg/ℓ以下であること。	
41	陰イオン界面活性剤	1回/年	0.2mg/ℓ以下であること。	
42	ジエタニル	発生時期	0.00001mg/ℓ以下であること。	
43	2-メチルイソブチルアルコール	発生時期	0.00001mg/ℓ以下であること。	
44	非イオン界面活性剤	1回/年	0.02mg/ℓ以下であること。	
45	フェノール類	1回/年	フェノールの量に換算して、0.005mg/ℓ以下であること。	
46	有機物（TOC）	12回/年	3mg/ℓ以下であること。	
47	PH値	12回/年	5.8以上8.6以下であること。	
48	味	12回/年	異常でないこと。	
49	臭気	12回/年	異常でないこと。	
50	色度	12回/年	5度以下であること。	
51	濁度	12回/年	2度以下であること。	
	PFOS、PFOA	2回/年	PFOS、PFOAの量の和として0.00005mg/ℓ以下（暫定）であること。	

## 水質検査実施計画（旧玉梨八町簡水施設）

番号	項目名	実施内容	基準	備考
1	一般細菌	12回/年	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。	
2	大腸菌	12回/年	検出されないこと。	
3	カドミウム及びその化合物	1回/年	カドミウムの量に関して、0.003mg/ℓ以下であること。	
4	水銀及びその化合物	1回/年	水銀の量に関して、0.0005mg/ℓ以下であること。	
5	セレン及びその化合物	1回/年	セレンの量に関して、0.01mg/ℓ以下であること。	
6	鉛及びその化合物	4回/年	鉛の量に関して、0.01mg/ℓ以下であること。	
7	ヒ素及びその化合物	1回/年	ヒ素の量に関して、0.01mg/ℓ以下であること。	
8	六価クロム化合物	1回/年	六価クロムの量に関して、0.02mg/ℓ以下であること。	
9	亜硝酸態窒素	4回/年	0.04mg/ℓ以下であること。	
10	シアニ化物イオン及び塩化シアニ	4回/年	シアニの量に関して、0.01mg/ℓ以下であること。	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1回/年	10mg/ℓ以下であること。	
12	フッ素及びその化合物	1回/年	フッ素の量に関して、0.8mg/ℓ以下であること。	
13	柞素及びその化合物	1回/年	柞素の量に関して、1.0mg/ℓ以下であること。	
14	四塩化炭素	1回/年	0.002mg/ℓ以下であること。	
15	1, 4-ジシクロヘキサン	1回/年	0.05mg/ℓ以下であること。	
16	ジシクロヘキサン-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	1回/年	0.04mg/ℓ以下であること。	
17	ジクロロエタン	1回/年	0.02mg/ℓ以下であること。	
18	テトラクロロエチレン	1回/年	0.01mg/ℓ以下であること。	
19	トリクロロエチレン	1回/年	0.03mg/ℓ以下であること。	
20	ペンセン	1回/年	0.01mg/ℓ以下であること。	
21	塩素酸	4回/年	0.6mg/ℓ以下であること。	
22	クロ酢酸	4回/年	0.02mg/ℓ以下であること。	
23	クロホルム	4回/年	0.06mg/ℓ以下であること。	
24	ジクロロ酢酸	4回/年	0.03mg/ℓ以下であること。	
25	ジブromクロロメタン	4回/年	0.1mg/ℓ以下であること。	
26	臭素酸	4回/年	0.01mg/ℓ以下であること。	
27	総トリハロメタン	4回/年	0.1mg/ℓ以下であること。	
28	トリクロロ酢酸	4回/年	0.03mg/ℓ以下であること。	
29	ブromジクロロメタン	4回/年	0.03mg/ℓ以下であること。	
30	ブromホルム	4回/年	0.09mg/ℓ以下であること。	
31	ホルムアルデヒド	4回/年	0.08mg/ℓ以下であること。	
32	亜鉛及びその化合物	1回/年	亜鉛の量に関して、1.0mg/ℓ以下であること。	
33	アルミニウム及びその化合物	1回/年	アルミニウムの量に関して、0.2mg/ℓ以下であること。	
34	鉄及びその化合物	1回/年	鉄の量に関して、0.3mg/ℓ以下であること。	
35	銅及びその化合物	1回/年	銅の量に関して、1.0mg/ℓ以下であること。	
36	ナトリウム及びその化合物	1回/年	ナトリウムの量に関して、200mg/ℓ以下であること。	
37	マンガン及びその化合物	1回/年	マンガンの量に関して、0.05mg/ℓ以下であること。	
38	塩化物イオン	12回/年	200mg/ℓ以下であること。	
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	1回/年	300mg/ℓ以下であること。	
40	蒸発残留物	1回/年	500mg/ℓ以下であること。	
41	陰イオン界面活性剤	1回/年	0.2mg/ℓ以下であること。	
42	ジエタノール	発生時期	0.00001mg/ℓ以下であること。	
43	2-メチルイソプロパノール	発生時期	0.00001mg/ℓ以下であること。	
44	非イオン界面活性剤	1回/年	0.02mg/ℓ以下であること。	
45	フェノール類	1回/年	フェノールの量に換算して、0.005mg/ℓ以下であること。	
46	有機物（TOC）	12回/年	3mg/ℓ以下であること。	
47	PH値	12回/年	5.8以上8.6以下であること。	
48	味	12回/年	異常でないこと。	
49	臭気	12回/年	異常でないこと。	
50	色度	12回/年	5度以下であること。	
51	濁度	12回/年	2度以下であること。	
	PFOS、PFOA	2回/年	PFOS、PFOAの量の和として0.00005mg/ℓ以下（暫定）であること。	

## 水質検査実施計画（旧沼沢簡水施設）

番号	項目名	実施内容	基準	備考
1	一般細菌	12回/年	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。	
2	大腸菌	12回/年	検出されないこと。	
3	カドミウム及びその化合物	1回/年	カドミウムの量に関して、0.003mg/ℓ以下であること。	
4	水銀及びその化合物	1回/年	水銀の量に関して、0.0005mg/ℓ以下であること。	
5	セレン及びその化合物	1回/年	セレンの量に関して、0.01mg/ℓ以下であること。	
6	鉛及びその化合物	1回/年	鉛の量に関して、0.01mg/ℓ以下であること。	
7	ヒ素及びその化合物	1回/年	ヒ素の量に関して、0.01mg/ℓ以下であること。	
8	六価クロム化合物	1回/年	六価クロムの量に関して、0.02mg/ℓ以下であること。	
9	亜硝酸態窒素	4回/年	0.04mg/ℓ以下であること。	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	4回/年	シアンの量に関して、0.01mg/ℓ以下であること。	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1回/年	10mg/ℓ以下であること。	
12	フッ素及びその化合物	1回/年	フッ素の量に関して、0.8mg/ℓ以下であること。	
13	柞素及びその化合物	1回/年	柞素の量に関して、1.0mg/ℓ以下であること。	
14	四塩化炭素	1回/年	0.002mg/ℓ以下であること。	
15	1, 4-ジチオソルホン	1回/年	0.05mg/ℓ以下であること。	
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	1回/年	0.04mg/ℓ以下であること。	
17	ジクロロエタン	1回/年	0.02mg/ℓ以下であること。	
18	テトラクロロエチレン	1回/年	0.01mg/ℓ以下であること。	
19	トリクロロエチレン	1回/年	0.03mg/ℓ以下であること。	
20	ベンゼン	1回/年	0.01mg/ℓ以下であること。	
21	塩素酸	4回/年	0.6mg/ℓ以下であること。	
22	クロ酢酸	4回/年	0.02mg/ℓ以下であること。	
23	クロホルム	4回/年	0.06mg/ℓ以下であること。	
24	ジクロロ酢酸	4回/年	0.03mg/ℓ以下であること。	
25	ジブromクロロメタン	4回/年	0.1mg/ℓ以下であること。	
26	臭素酸	4回/年	0.01mg/ℓ以下であること。	
27	総トリハロメタン	4回/年	0.1mg/ℓ以下であること。	
28	トリクロロ酢酸	4回/年	0.03mg/ℓ以下であること。	
29	ブromジクロロメタン	4回/年	0.03mg/ℓ以下であること。	
30	ブromホルム	4回/年	0.09mg/ℓ以下であること。	
31	ホルムアルデヒド	4回/年	0.08mg/ℓ以下であること。	
32	亜鉛及びその化合物	1回/年	亜鉛の量に関して、1.0mg/ℓ以下であること。	
33	アルミニウム及びその化合物	1回/年	アルミニウムの量に関して、0.2mg/ℓ以下であること。	
34	鉄及びその化合物	1回/年	鉄の量に関して、0.3mg/ℓ以下であること。	
35	銅及びその化合物	1回/年	銅の量に関して、1.0mg/ℓ以下であること。	
36	ナトリウム及びその化合物	1回/年	ナトリウムの量に関して、200mg/ℓ以下であること。	
37	マンガン及びその化合物	1回/年	マンガンの量に関して、0.05mg/ℓ以下であること。	
38	塩化物イオン	12回/年	200mg/ℓ以下であること。	
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	1回/年	300mg/ℓ以下であること。	
40	蒸発残留物	1回/年	500mg/ℓ以下であること。	
41	陰イオン界面活性剤	1回/年	0.2mg/ℓ以下であること。	
42	ジェオスミン	発生時期	0.00001mg/ℓ以下であること。	
43	2-メチルイソプロパノール	発生時期	0.00001mg/ℓ以下であること。	
44	非イオン界面活性剤	1回/年	0.02mg/ℓ以下であること。	
45	フェノール類	1回/年	フェノールの量に換算して、0.005mg/ℓ以下であること。	
46	有機物（TOC）	12回/年	3mg/ℓ以下であること。	
47	PH値	12回/年	5.8以上8.6以下であること。	
48	味	12回/年	異常でないこと。	
49	臭気	12回/年	異常でないこと。	
50	色度	12回/年	5度以下であること。	
51	濁度	12回/年	2度以下であること。	
	PFOS、PFOA	2回/年	PFOS、PFOAの量の和として0.00005mg/ℓ以下（暫定）であること。	

● 簡易水道施設（旧飲供施設）

水質基準項目		基準値 (mg/l)	検査実施回数	設定理由等	
1	一般細菌	100個/ml以下	2回/年	保健所の指導に基づく	
2	大腸菌	検出されないこと	2回/年		
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	1回/年	保健所の指導に基づく	
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	1回/年		
5	セレン及びその化合物	0.01以下	1回/年		
6	鉛及びその化合物	0.01以下	1回/年		
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	1回/年		
8	六価クロム化合物	0.02以下	1回/年		
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	1回/年		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	1回/年		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	1回/年		
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	1回/年		
13	砒素及びその化合物	1.0以下	1回/年		
14	四塩化炭素	0.002以下	1回/年		
15	1, 4-ジクロロベンゼン	0.05以下	1回/年		
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04以下	1回/年		
17	ジクロロメタン	0.02以下	1回/年		
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	1回/年		
19	トリクロロエチレン	0.01以下	1回/年		
20	ベンゼン	0.01以下	1回/年		
21	塩素酸	0.6以下	1回/年		
22	クロ酢酸	0.02以下	1回/年		
23	クロホルム	0.06以下	1回/年		
24	ジクロロ酢酸	0.03以下	1回/年		
25	ジブromクロロメタン	0.1以下	1回/年		
26	臭素酸	0.01以下	1回/年		
27	総トリハロメタン	0.1以下	1回/年		
28	トリクロロ酢酸	0.03以下	1回/年		
29	ブromクロロメタン	0.03以下	1回/年		
30	ブromホルム	0.09以下	1回/年		
31	ホルムアルデヒド	0.08以下	1回/年		
32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	1回/年		
33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	1回/年		
34	鉄及びその化合物	0.3以下	1回/年		
35	銅及びその化合物	1.0以下	1回/年		
36	ナトリウム及びその化合物	200以下	1回/年		
37	マンガン及びその化合物	0.05以下	1回/年		
38	塩化物イオン	200以下	2回/年		保健所の指導に基づく
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300以下	1回/年		保健所の指導に基づく
40	蒸発残留物	500以下	1回/年		
41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	1回/年		
42	ジエオキシ	0.0001以下	1回/年		
43	2-アミノイソブチロール	0.0001以下	1回/年		
44	非イオン界面活性剤	0.02以下	1回/年		
45	フェノール類	0.005以下	1回/年		
46	有機物（TOC）	3以下	2回/年	保健所の指導に基づく	
47	PH値	5.8～8.6	2回/年		
48	味	異常でないこと	2回/年		
49	臭気	異常でないこと	2回/年		
50	色度	5度以下	2回/年		
51	濁度	2度以下	2回/年		
	PFOS、PFOA	0.00005mg/l以下であること。	2回/年		

## 水質検査実施計画（旧飲供施設）

番号	項目名	実施内容	基準	備考
1	一般細菌	2回/年	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。	
2	大腸菌	2回/年	検出されないこと。	
3	カドミウム及びその化合物	1回/年	カドミウムの量に関して、0.003mg/ℓ以下であること。	
4	水銀及びその化合物	1回/年	水銀の量に関して、0.0005mg/ℓ以下であること。	
5	セレン及びその化合物	1回/年	セレンの量に関して、0.01mg/ℓ以下であること。	
6	鉛及びその化合物	1回/年	鉛の量に関して、0.01mg/ℓ以下であること。	
7	ヒ素及びその化合物	1回/年	ヒ素の量に関して、0.01mg/ℓ以下であること。	
8	六価クロム化合物	1回/年	六価クロムの量に関して、0.02mg/ℓ以下であること。	
9	亜硝酸態窒素	1回/年	0.04mg/ℓ以下であること。	
10	シアノ化物イオン及び塩化シアノ	1回/年	シアノの量に関して、0.01mg/ℓ以下であること。	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1回/年	10mg/ℓ以下であること。	
12	フッ素及びその化合物	1回/年	フッ素の量に関して、0.8mg/ℓ以下であること。	
13	柞素及びその化合物	1回/年	柞素の量に関して、1.0mg/ℓ以下であること。	
14	四塩化炭素	1回/年	0.002mg/ℓ以下であること。	
15	1, 4-ジシクロヘキサン	1回/年	0.05mg/ℓ以下であること。	
16	ビス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	1回/年	0.04mg/ℓ以下であること。	
17	ジクロロエタン	1回/年	0.02mg/ℓ以下であること。	
18	テトラクロロエチレン	1回/年	0.01mg/ℓ以下であること。	
19	トリクロロエチレン	1回/年	0.03mg/ℓ以下であること。	
20	ベンゼン	1回/年	0.01mg/ℓ以下であること。	
21	塩素酸	1回/年	0.6mg/ℓ以下であること。	
22	クロ酢酸	1回/年	0.02mg/ℓ以下であること。	
23	クロホルム	1回/年	0.06mg/ℓ以下であること。	
24	ジクロロ酢酸	1回/年	0.03mg/ℓ以下であること。	
25	ジブromクロロメタン	1回/年	0.1mg/ℓ以下であること。	
26	臭素酸	1回/年	0.01mg/ℓ以下であること。	
27	総トリハロメタン	1回/年	0.1mg/ℓ以下であること。	
28	トリクロロ酢酸	1回/年	0.03mg/ℓ以下であること。	
29	ブromジクロロメタン	1回/年	0.03mg/ℓ以下であること。	
30	ブromホルム	1回/年	0.09mg/ℓ以下であること。	
31	ホルムアルデヒド	1回/年	0.08mg/ℓ以下であること。	
32	亜鉛及びその化合物	1回/年	亜鉛の量に関して、1.0mg/ℓ以下であること。	
33	アルミニウム及びその化合物	1回/年	アルミニウムの量に関して、0.2mg/ℓ以下であること。	
34	鉄及びその化合物	1回/年	鉄の量に関して、0.3mg/ℓ以下であること。	
35	銅及びその化合物	1回/年	銅の量に関して、1.0mg/ℓ以下であること。	
36	ナトリウム及びその化合物	1回/年	ナトリウムの量に関して、200mg/ℓ以下であること。	
37	マンガン及びその化合物	1回/年	マンガンの量に関して、0.05mg/ℓ以下であること。	
38	塩化物イオン	2回/年	200mg/ℓ以下であること。	
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	1回/年	300mg/ℓ以下であること。	
40	蒸発残留物	1回/年	500mg/ℓ以下であること。	
41	陰イオン界面活性剤	1回/年	0.2mg/ℓ以下であること。	
42	ジエタノール	1回/年	0.00001mg/ℓ以下であること。	
43	2-メチルイソプロパノール	1回/年	0.00001mg/ℓ以下であること。	
44	非イオン界面活性剤	1回/年	0.02mg/ℓ以下であること。	
45	フェノール類	1回/年	フェノールの量に換算して、0.005mg/ℓ以下であること。	
46	有機物（TOC）	2回/年	3mg/ℓ以下であること。	
47	PH値	2回/年	5.8以上8.6以下であること。	
48	味	2回/年	異常でないこと。	
49	臭気	2回/年	異常でないこと。	
50	色度	2回/年	5度以下であること。	
51	濁度	2回/年	2度以下であること。	
	PFOS、PFOA	2回/年	PFOS、PFOAの量の和として0.00005mg/ℓ以下（暫定）であること。	

7 令和8年度水質検査採水計画

● 簡易水道施設

水質検査採水計画（川口地区簡易水道〈新水源〉）

浄水、原水

番号	項目名	実施内容	4月	5月	6月		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	設定理由等
					浄水	原水										
1	一般細菌	12回/年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●法令に基づく頻度で検査
2	大腸菌	12回/年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
3	カドミウム及びその化合物	1回/年			○	○										◆過去3年のデータに基づき年1回
4	水銀及びその化合物	1回/年			○	○										
5	セレン及びその化合物	1回/年			○	○										
6	鉛及びその化合物	1回/年			○	○										
7	ヒ素及びその化合物	1回/年			○	○										
8	六価クロム化合物	1回/年			○	○										
9	亜硝酸態窒素	4回/年			○	○			○			○			○	●法令に基づく頻度で検査
10	アン化物イオン及び塩化アン	4回/年			○	○			○			○			○	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1回/年			○	○										◆過去3年のデータに基づき年1回
12	フッ素及びその化合物	1回/年			○	○										
13	砒素及びその化合物	1回/年			○	○										
14	四塩化炭素	1回/年			○	○										
15	1, 4-ジクロロベンゼン	1回/年			○	○										
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	1回/年			○	○										
17	ジクロロメタン	1回/年			○	○										●法令に基づく頻度で検査
18	テトラクロロエチレン	1回/年			○	○										
19	トリクロロエチレン	1回/年			○	○										
20	ベンゼン	1回/年			○	○										
21	塩素酸	4回/年			○	○			○			○			○	
22	クロロ酢酸	4回/年			○	○			○			○			○	
23	クロホルム	4回/年			○	○			○			○			○	●法令に基づく頻度で検査
24	ジクロロ酢酸	4回/年			○	○			○			○			○	
25	ジブromクロロメタン	4回/年			○	○			○			○			○	
26	臭素酸	4回/年			○	○			○			○			○	
27	総トリハロメタン	4回/年			○	○			○			○			○	
28	トリクロロ酢酸	4回/年			○	○			○			○			○	
29	ブromジクロロメタン	4回/年			○	○			○			○			○	◆過去3年のデータに基づき年1回
30	ブromホルム	4回/年			○	○			○			○			○	
31	ホルムアルデヒド	4回/年			○	○			○			○			○	
32	亜鉛及びその化合物	1回/年			○	○										
33	アルミニウム及びその化合物	1回/年			○	○										
34	鉄及びその化合物	1回/年			○	○										
35	銅及びその化合物	1回/年			○	○										●
36	ナトリウム及びその化合物	1回/年			○	○										
37	マンガン及びその化合物	1回/年			○	○										◆過去3年のデータに基づき年1回
38	塩化物イオン	12回/年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	1回/年			○	○										◆過去3年のデータに基づき年1回
40	蒸発残留物	1回/年			○	○										
41	陰イオン界面活性剤	1回/年			○	○										発生時期年1回
42	ジエオキシン	発生時			○	○										
43	2-メチルイソボルネオール	発生時			○	○										●法令に基づく頻度で検査
44	非イオン界面活性剤	1回/年			○	○										
45	フェノール類	1回/年			○	○										
46	有機物（TOC）	12回/年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
47	PH値	12回/年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
48	味	12回/年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
49	臭気	12回/年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●法令に基づく頻度で検査
50	色度	12回/年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
51	濁度	12回/年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	PFOA、PFOS	2回/年			○	○						○				
	計（項目）		9	9	52	39	9	9	22	9	9	23	9	9	22	230

※ 原水の指標菌（大腸菌（定性）＋嫌気性芽胞菌）2項目を3ヶ月に1回実施（1水源）、年1回実施（1水源） 10 239  
 ※ 原水はあすなろ館水源、太郎布水源の2カ所 39 278

水質検査採水計画（小栗山簡易水道）

浄水、原水

番号	項目名	実施内容	4月	5月	6月		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	設定理由等
					浄水	原水										
1	一般細菌	12回/年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●法令に基づく頻度で検査
2	大腸菌	12回/年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●法令に基づく頻度で検査
3	カドミウム及びその化合物	1回/年			○	○										◆過去3年のデータに基づき年1回
4	水銀及びその化合物	1回/年			○	○										
5	セレン及びその化合物	1回/年			○	○										
6	鉛及びその化合物	1回/年			○	○										
7	ヒ素及びその化合物	1回/年			○	○										
8	六価クロム化合物	1回/年			○	○										
9	亜硝酸態窒素	4回/年			○	○		○			○			○	●法令に基づく頻度で検査	
10	アンモニアイオン及び塩化アンモニア	4回/年			○	○		○			○			○	●法令に基づく頻度で検査	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1回/年			○	○										◆過去3年のデータに基づき年1回
12	フッ素及びその化合物	1回/年			○	○										
13	砒素及びその化合物	1回/年			○	○										
14	四塩化炭素	1回/年			○	○										
15	1, 4-ジクロロベンゼン	1回/年			○	○										
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	1回/年			○	○										
17	ジクロロメタン	1回/年			○	○										
18	テトラクロロエチレン	1回/年			○	○										
19	トリクロロエチレン	1回/年			○	○										●法令に基づく頻度で検査
20	ペンセン	1回/年			○	○										
21	塩素酸	4回/年			○			○			○			○		
22	クロ酢酸	4回/年			○			○			○			○		
23	クロホルム	4回/年			○			○			○			○		
24	ジクロロ酢酸	4回/年			○			○			○			○		
25	ジブromクロロメタン	4回/年			○			○			○			○		
26	臭素酸	4回/年			○			○			○			○		
27	総トリハロメタン	4回/年			○			○			○			○		◆過去3年のデータに基づき年1回
28	トリクロロ酢酸	4回/年			○			○			○			○		
29	ブromジクロロメタン	4回/年			○			○			○			○		
30	ブromホルム	4回/年			○			○			○			○		
31	ホルムアルデヒド	4回/年			○			○			○			○		
32	亜鉛及びその化合物	1回/年			○	○										
33	アルミニウム及びその化合物	1回/年			○	○										
34	鉄及びその化合物	1回/年			○	○										
35	銅及びその化合物	1回/年			○	○										
36	ナトリウム及びその化合物	1回/年			○	○										◆過去3年のデータに基づき年1回
37	マンガン及びその化合物	1回/年			○	○										
38	塩化物イオン	12回/年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	1回/年			○	○										◆過去3年のデータに基づき年1回
40	蒸発残留物	1回/年			○	○										
41	陰イオン界面活性剤	1回/年			○	○										発生時期年1回
42	ジエチルヒン	発生時			○	○										
43	2-メチルイソボルネオール	発生時			○	○										◆
44	非イオン界面活性剤	1回/年			○	○										
45	フェノール類	1回/年			○	○										●法令に基づく頻度で検査
46	有機物（TOC）	12回/年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
47	PH値	12回/年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
48	味	12回/年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
49	臭気	12回/年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
50	色度	12回/年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
51	濁度	12回/年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	PFOA	2回/年			○	○						○				
	計（項目）		9	9	52	40	9	9	22	9	9	23	9	9	22	231

※ 原水の指標菌（大腸菌（定性）+嫌気性芽胞菌）2項目を3ヶ月に1回実施（6. 9. 12. 3月）

水質検査採水計画（玉梨八町簡易水道） 八町

浄水、原水

番号	項目名	実施内容	4月	5月	6月		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	設定理由等
					浄水	原水										
1	一般細菌	12回/年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●法令に基づく頻度で検査
2	大腸菌	12回/年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●法令に基づく頻度で検査
3	カドミウム及びその化合物	1回/年			○	○										◆過去3年のデータに基づき年1回
4	水銀及びその化合物	1回/年			○	○										
5	セレン及びその化合物	1回/年			○	○										
6	鉛及びその化合物	1回/年			○	○										
7	ヒ素及びその化合物	1回/年			○	○										
8	六価クロム化合物	1回/年			○	○										
9	亜硝酸態窒素	4回/年			○	○		○			○			○	●法令に基づく頻度で検査	
10	アンモニアイオン及び塩化アンモニア	4回/年			○	○		○			○			○	●法令に基づく頻度で検査	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1回/年			○	○										◆過去3年のデータに基づき年1回
12	フッ素及びその化合物	1回/年			○	○										
13	砒素及びその化合物	1回/年			○	○										
14	四塩化炭素	1回/年			○	○										
15	1, 4-ジニトロベンゼン	1回/年			○	○										
16	ジシロクロロエチレン及びトリシロクロロエチレン	1回/年			○	○										
17	ジクロロメタン	1回/年			○	○										
18	テトラクロロエチレン	1回/年			○	○										
19	トリクロロエチレン	1回/年			○	○										●法令に基づく頻度で検査
20	ベンゼン	1回/年			○	○										
21	塩素酸	4回/年			○			○			○			○		
22	クロロ酢酸	4回/年			○			○			○			○		
23	クロロホルム	4回/年			○			○			○			○		
24	ジクロロ酢酸	4回/年			○			○			○			○		
25	ジブromクロロメタン	4回/年			○			○			○			○		
26	臭素酸	4回/年			○			○			○			○		
27	総トリハロメタン	4回/年			○			○			○			○		◆過去3年のデータに基づき年1回
28	トリクロロ酢酸	4回/年			○			○			○			○		
29	ブromジクロロメタン	4回/年			○			○			○			○		
30	ブromホルム	4回/年			○			○			○			○		
31	ホルムアルデヒド	4回/年			○			○			○			○		
32	亜鉛及びその化合物	1回/年			○	○										
33	アルミニウム及びその化合物	1回/年			○	○										
34	鉄及びその化合物	1回/年			○	○										
35	銅及びその化合物	1回/年			○	○										
36	ナトリウム及びその化合物	1回/年			○	○										◆過去3年のデータに基づき年1回
37	マンガン及びその化合物	1回/年			○	○										
38	塩化物イオン	12回/年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	1回/年			○	○										◆過去3年のデータに基づき年1回
40	蒸発残留物	1回/年			○	○										
41	陰イオン界面活性剤	1回/年			○	○										発生時期年1回
42	ジエチルヒン	発生時			○	○										
43	2-メチルイソボルネオール	発生時			○	○										◆
44	非イオン界面活性剤	1回/年			○	○										
45	フェノール類	1回/年			○	○										●法令に基づく頻度で検査
46	有機物（TOC）	12回/年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
47	PH値	12回/年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
48	味	12回/年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
49	臭気	12回/年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
50	色度	12回/年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
51	濁度	12回/年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	PFOA	2回/年			○							○				
	計（項目）		9	9	52	39	9	9	22	9	9	23	9	9	22	230

※ 原水の指標菌（大腸菌（定性）+嫌気性芽胞菌）2項目を3ヶ月に1回実施（6. 9. 12. 3月）

水質検査採水計画（玉梨八町簡易水道） 玉梨

浄水、原水

番号	項目名	実施内容	4月	5月	6月		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	設定理由等
					浄水	原水										
1	一般細菌	12回/年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●法令に基づく頻度で検査
2	大腸菌	12回/年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●法令に基づく頻度で検査
3	カドミウム及びその化合物	1回/年			○	○										◆過去3年のデータに基づき年1回
4	水銀及びその化合物	1回/年			○	○										◆過去3年のデータに基づき年1回
5	セレン及びその化合物	1回/年			○	○										◆過去3年のデータに基づき年1回
6	鉛及びその化合物	4回/年			○	○			○			○			○	安全確認
7	ヒ素及びその化合物	1回/年			○	○										◆
8	六価クロム化合物	1回/年			○	○										◆
9	亜硝酸態窒素	4回/年			○	○			○			○			○	●法令に基づく頻度で検査
10	アンモニアイオン及び塩化アン	4回/年			○	○			○			○			○	●法令に基づく頻度で検査
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1回/年			○	○										◆過去3年のデータに基づき年1回
12	フッ素及びその化合物	1回/年			○	○										◆過去3年のデータに基づき年1回
13	砒素及びその化合物	1回/年			○	○										◆過去3年のデータに基づき年1回
14	四塩化炭素	1回/年			○	○										◆過去3年のデータに基づき年1回
15	1, 4-ジニトロベン	1回/年			○	○										◆過去3年のデータに基づき年1回
16	ジス-1, 2-ジクロロエチレン及びトリス-1, 2-ジクロロエチレン	1回/年			○	○										◆過去3年のデータに基づき年1回
17	ジクロロメタン	1回/年			○	○										◆過去3年のデータに基づき年1回
18	トリクロロエチレン	1回/年			○	○										◆過去3年のデータに基づき年1回
19	トリクロロエチレン	1回/年			○	○										◆過去3年のデータに基づき年1回
20	ベンゼン	1回/年			○	○										◆過去3年のデータに基づき年1回
21	塩素酸	4回/年			○				○			○			○	●法令に基づく頻度で検査
22	クロロ酢酸	4回/年			○				○			○			○	●法令に基づく頻度で検査
23	クロロホルム	4回/年			○				○			○			○	●法令に基づく頻度で検査
24	ジクロロ酢酸	4回/年			○				○			○			○	●法令に基づく頻度で検査
25	ジブromクロロメタン	4回/年			○				○			○			○	●法令に基づく頻度で検査
26	臭素酸	4回/年			○				○			○			○	●法令に基づく頻度で検査
27	総トリハロメタン	4回/年			○				○			○			○	●法令に基づく頻度で検査
28	トリクロロ酢酸	4回/年			○				○			○			○	●法令に基づく頻度で検査
29	ブromジクロロメタン	4回/年			○				○			○			○	●法令に基づく頻度で検査
30	ブromホルム	4回/年			○				○			○			○	●法令に基づく頻度で検査
31	ホルムアルデヒド	4回/年			○				○			○			○	●法令に基づく頻度で検査
32	亜鉛及びその化合物	1回/年			○	○										◆
33	アルミニウム及びその化合物	1回/年			○	○										◆
34	鉄及びその化合物	1回/年			○	○										◆
35	銅及びその化合物	1回/年			○	○										◆
36	ナトリウム及びその化合物	1回/年			○	○										◆
37	マンガン及びその化合物	1回/年			○	○										◆
38	塩化物イオン	12回/年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	1回/年			○	○										◆過去3年のデータに基づき年1回
40	蒸発残留物	1回/年			○	○										◆過去3年のデータに基づき年1回
41	陰イオン界面活性剤	1回/年			○	○										◆過去3年のデータに基づき年1回
42	ジェオスミン	発生時			○	○										発生時期年1回
43	2-メチルイソボルネオール	発生時			○	○										発生時期年1回
44	非イオン界面活性剤	1回/年			○	○										◆
45	フェノール類	1回/年			○	○										◆
46	有機物（TOC）	12回/年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●法令に基づく頻度で検査
47	PH値	12回/年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●法令に基づく頻度で検査
48	味	12回/年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●法令に基づく頻度で検査
49	臭気	12回/年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●法令に基づく頻度で検査
50	色度	12回/年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●法令に基づく頻度で検査
51	濁度	12回/年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●法令に基づく頻度で検査
	PFOS、PFOA	2回/年			○							○				
	計（項目）		9	9	52	39	9	9	23	9	9	24	9	9	23	233

※ 原水の指標菌（大腸菌（定性）+嫌気性芽胞菌）2項目を3ヶ月に1回実施（6、9、12、3月） 16 251  
 ※ 原水は大妻第1水源、猿倉第2水源の2カ所 39 290

### 水 質 検 査 採 水 計 画 (沼沢簡易水道)

浄水, 原水

番号	項目名	実施内容	4月	5月	6月		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	設定理由等
					浄水	原水										
1	一般細菌	12回/年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●法令に基づく頻度で検査
2	大腸菌	12回/年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●法令に基づく頻度で検査
3	カドミウム及びその化合物	1回/年			○	○										◆過去3年のデータに基づき年1回
4	水銀及びその化合物	1回/年			○	○										
5	セレン及びその化合物	1回/年			○	○										
6	鉛及びその化合物	1回/年			○	○										
7	ヒ素及びその化合物	1回/年			○	○										
8	六価クロム化合物	1回/年			○	○										
9	亜硝酸態窒素	4回/年			○	○		○			○			○	●法令に基づく頻度で検査	
10	アンモニアイオン及び塩化アンモニア	4回/年			○	○		○			○			○	●法令に基づく頻度で検査	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1回/年			○	○										◆過去3年のデータに基づき年1回
12	フッ素及びその化合物	1回/年			○	○										
13	砒素及びその化合物	1回/年			○	○										
14	四塩化炭素	1回/年			○	○										
15	1, 4-ジニトロベンゼン	1回/年			○	○										
16	ジシス-1, 2-ジクロロエチレン及びトリスシス-1, 2-ジクロロエチレン	1回/年			○	○										
17	ジクロロメタン	1回/年			○	○										
18	テトラクロロエチレン	1回/年			○	○										
19	トリクロロエチレン	1回/年			○	○										●法令に基づく頻度で検査
20	ベンゼン	1回/年			○	○										
21	塩素酸	4回/年			○			○			○			○		
22	クロ酢酸	4回/年			○			○			○			○		
23	クロホルム	4回/年			○			○			○			○		
24	ジクロロ酢酸	4回/年			○			○			○			○		
25	ジブromクロロメタン	4回/年			○			○			○			○		
26	臭素酸	4回/年			○			○			○			○		
27	総トリハロメタン	4回/年			○			○			○			○		◆過去3年のデータに基づき年1回
28	トリクロロ酢酸	4回/年			○			○			○			○		
29	ブromジクロロメタン	4回/年			○			○			○			○		
30	ブromホルム	4回/年			○			○			○			○		
31	ホルムアルデヒド	4回/年			○			○			○			○		
32	亜鉛及びその化合物	1回/年			○	○										
33	アルミニウム及びその化合物	1回/年			○	○										
34	鉄及びその化合物	1回/年			○	○										
35	銅及びその化合物	1回/年			○	○										●
36	ナトリウム及びその化合物	1回/年			○	○										
37	マンガン及びその化合物	1回/年			○	○										
38	塩化物イオン	12回/年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1回/年			○	○										
40	蒸発残留物	1回/年			○	○										
41	陰イオン界面活性剤	1回/年			○	○										
42	ジエオキシシン	発生時			○	○										
43	2-メチルイソボルネオール	発生時			○	○										◆
44	非イオン界面活性剤	1回/年			○	○										
45	フェノール類	1回/年			○	○										●法令に基づく頻度で検査
46	有機物(TOC)	12回/年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
47	PH値	12回/年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
48	味	12回/年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
49	臭気	12回/年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
50	色度	12回/年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
51	濁度	12回/年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	PFOA	2回/年			○	○					○					
	計(項目)		9	9	52	40	9	9	22	9	9	23	9	9	22	231

※ 原水の指標菌(大腸菌(定性)+嫌気性芽胞菌)2項目を3ヶ月に1回実施(6. 9. 12. 3月)

水質検査採水計画（横田簡易水道）

浄水、原水

番号	項目名	実施内容	4月	5月	6月		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	設定理由等
					浄水	原水										
1	一般細菌	12回/年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●法令に基づく頻度で検査
2	大腸菌	12回/年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
3	カドミウム及びその化合物	1回/年			○	○										◆過去3年のデータに基づき年1回
4	水銀及びその化合物	1回/年			○	○										
5	セレン及びその化合物	1回/年			○	○										
6	鉛及びその化合物	1回/年			○	○										
7	ヒ素及びその化合物	1回/年			○	○										
8	六価クロム化合物	1回/年			○	○										
9	亜硝酸態窒素	4回/年			○	○		○			○			○	●法令に基づく頻度で検査	
10	アン化物イオン及び塩化アン	4回/年			○	○		○			○			○		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1回/年			○	○										◆過去3年のデータに基づき年1回
12	フッ素及びその化合物	1回/年			○	○										
13	砒素及びその化合物	1回/年			○	○										
14	四塩化炭素	1回/年			○	○										
15	1, 4-ジニトロベンゼン	1回/年			○	○										
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	1回/年			○	○										
17	ジクロロメタン	1回/年			○	○										
18	テトラクロロエチレン	1回/年			○	○										
19	トリクロロエチレン	1回/年			○	○										
20	ベンゼン	1回/年			○	○										
21	塩素酸	4回/年			○			○			○			○		●法令に基づく頻度で検査
22	クロロ酢酸	4回/年			○			○			○			○		
23	クロロホルム	4回/年			○			○			○			○		
24	ジクロロ酢酸	4回/年			○			○			○			○		
25	ジブromクロロメタン	4回/年			○			○			○			○		
26	臭素酸	4回/年			○			○			○			○		
27	総トリハロメタン	4回/年			○			○			○			○		
28	トリクロロ酢酸	4回/年			○			○			○			○		
29	ブromクロロメタン	4回/年			○			○			○			○		
30	ブromホルム	4回/年			○			○			○			○		
31	ホルムアルデヒド	4回/年			○			○			○			○		
32	亜鉛及びその化合物	1回/年			○	○										◆過去3年のデータに基づき年1回
33	アルミニウム及びその化合物	1回/年			○	○										
34	鉄及びその化合物	1回/年			○	○										
35	銅及びその化合物	1回/年			○	○										
36	ナトリウム及びその化合物	1回/年			○	○										
37	マンガン及びその化合物	1回/年			○	○										
38	塩化物イオン	12回/年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	1回/年			○	○										◆過去3年のデータに基づき年1回
40	蒸発残留物	1回/年			○	○										
41	陰イオン界面活性剤	1回/年			○	○										
42	ジエオキシシン	発生時			○	○										発生時期年1回
43	2-メチルイソプロパノール	発生時			○	○										
44	非イオン界面活性剤	1回/年			○	○										◆
45	フェノール類	1回/年			○	○										
46	有機物（TOC）	12回/年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●法令に基づく頻度で検査
47	PH値	12回/年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
48	味	12回/年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
49	臭気	12回/年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
50	色度	12回/年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
51	濁度	12回/年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	PFOA、PFOS	2回/年			○	○						○				
	計（項目）		9	9	52	40	9	9	22	9	9	23	9	9	22	231

※ 原水の指標菌（大腸菌（定性）＋嫌気性芽胞菌）2項目を3ヶ月に1回実施（6、9、12、3月）

水質検査採水計画(大塩滝沢簡易水道)

浄水, 原水

番号	項目名	実施内容	4月	5月	6月		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	設定理由等
					浄水	原水										
1	一般細菌	12回/年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●法令に基づく頻度で検査
2	大腸菌	12回/年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
3	カドミウム及びその化合物	1回/年			○	○										◆過去3年のデータに基づき年1回
4	水銀及びその化合物	1回/年			○	○										
5	セレン及びその化合物	1回/年			○	○										
6	鉛及びその化合物	1回/年			○	○										
7	ヒ素及びその化合物	1回/年			○	○										
8	六価クロム化合物	1回/年			○	○										
9	亜硝酸態窒素	4回/年			○	○		○			○			○	●法令に基づく頻度で検査	
10	シアニ化物イオン及び塩化シアニ	4回/年			○	○		○			○			○		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1回/年			○	○										◆過去3年のデータに基づき年1回
12	フッ素及びその化合物	1回/年			○	○										
13	砒素及びその化合物	1回/年			○	○										
14	四塩化炭素	1回/年			○	○										
15	1, 4-ジニトロベンゼン	1回/年			○	○										
16	ジ-1, 2-ジクロロエチレン及びトリス-1, 2-ジクロロエチレン	1回/年			○	○										
17	ジクロロメタン	1回/年			○	○										
18	テトラクロロエチレン	1回/年			○	○										
19	トリクロロエチレン	1回/年			○	○										
20	ペンセン	1回/年			○	○										
21	塩素酸	4回/年			○			○			○			○		●法令に基づく頻度で検査
22	クロ酢酸	4回/年			○			○			○			○		
23	クロホルム	4回/年			○			○			○			○		
24	ジクロロ酢酸	4回/年			○			○			○			○		
25	ジブromクロロメタン	4回/年			○			○			○			○		
26	臭素酸	4回/年			○			○			○			○		
27	総トリハロメタン	4回/年			○			○			○			○		
28	トリクロロ酢酸	4回/年			○			○			○			○		
29	ブromジクロロメタン	4回/年			○			○			○			○		
30	ブromホルム	4回/年			○			○			○			○		
31	ホルムアルデヒド	4回/年			○			○			○			○		
32	亜鉛及びその化合物	1回/年			○	○										◆過去3年のデータに基づき年1回
33	アルミニウム及びその化合物	1回/年			○	○										
34	鉄及びその化合物	1回/年			○	○										
35	銅及びその化合物	1回/年			○	○										
36	ナトリウム及びその化合物	1回/年			○	○										
37	マンガン及びその化合物	1回/年			○	○										●
38	塩化物イオン	12回/年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◆過去3年のデータに基づき年1回
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1回/年			○	○										◆過去3年のデータに基づき年1回
40	蒸発残留物	1回/年			○	○										発生時期年1回
41	陰イオン界面活性剤	1回/年			○	○										◆
42	ジエオキシ	発生時			○	○										発生時期年1回
43	2-メチルイソボルネオール	発生時			○	○										
44	非イオン界面活性剤	1回/年			○	○										◆
45	フェノール類	1回/年			○	○										
46	有機物(TOC)	12回/年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●法令に基づく頻度で検査
47	PH値	12回/年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
48	味	12回/年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
49	臭気	12回/年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
50	色度	12回/年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
51	濁度	12回/年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	PFOA	2回/年			○	○					○					
	計(項目)		9	9	52	40	9	9	22	9	9	23	9	9	22	231

※ 原水の指標菌(大腸菌(定性)+嫌気性芽胞菌)2項目を3ヶ月に1回実施(6. 9. 12. 3月)

● 旧飲料水供給施設

水質検査採水計画(橋立簡易水道)

浄水, 原水

番号	項目名	実施内容	4月	5月	6月		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	設定理由等
					浄水	原水										
1	一般細菌	2回/年			○	○					○					
2	大腸菌	2回/年			○	○					○					
3	カドミウム及びその化合物	1回/年			○	○										
4	水銀及びその化合物	1回/年			○	○										
5	セレン及びその化合物	1回/年			○	○										
6	鉛及びその化合物	1回/年			○	○										
7	ヒ素及びその化合物	1回/年			○	○										
8	六価クロム化合物	1回/年			○	○										
9	亜硝酸態窒素	1回/年			○	○										
10	亜硝酸イオン及び塩化亜硝酸	1回/年			○	○										
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1回/年			○	○										
12	フッ素及びその化合物	1回/年			○	○										
13	砒素及びその化合物	1回/年			○	○										
14	四塩化炭素	1回/年			○	○										
15	1, 4-ジクロロベンゼン	1回/年			○	○										
16	ジクロロエチレン及びトリクロロエチレン	1回/年			○	○										
17	ジクロロメタン	1回/年			○	○										
18	テトラクロロエチレン	1回/年			○	○										
19	トリクロロエチレン	1回/年			○	○										
20	ベンゼン	1回/年			○	○										
21	塩素酸	1回/年			○											
22	クロロ酢酸	1回/年			○											
23	クロロホルム	1回/年			○											
24	ジクロロ酢酸	1回/年			○											
25	ジブromクロロメタン	1回/年			○											
26	臭素酸	1回/年			○											
27	総トリハロメタン	1回/年			○											
28	トリクロロ酢酸	1回/年			○											
29	ブromジクロロメタン	1回/年			○											
30	ブromホルム	1回/年			○											
31	ホルムアルデヒド	1回/年			○											
32	亜鉛及びその化合物	1回/年			○	○										
33	アルミニウム及びその化合物	1回/年			○	○										
34	鉄及びその化合物	1回/年			○	○										
35	銅及びその化合物	1回/年			○	○										
36	ナトリウム及びその化合物	1回/年			○	○										
37	マンガン及びその化合物	1回/年			○	○										
38	塩化物イオン	2回/年			○	○					○					
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1回/年			○	○										
40	蒸発残留物	1回/年			○	○										
41	陰イオン界面活性剤	1回/年			○	○										
42	ジエタノール	1回/年			○	○										
43	2-メチルイソブチルアルコール	1回/年			○	○										
44	非イオン界面活性剤	1回/年			○	○										
45	フェノール類	1回/年			○	○										
46	有機物(TOC)	2回/年			○	○					○					
47	PH値	2回/年			○	○					○					
48	味	2回/年			○						○					
49	臭気	2回/年			○	○					○					
50	色度	2回/年			○	○					○					
51	濁度	2回/年			○	○					○					
	PFOS、PFOA	2回/年			○	○						○				
	計(項目)		0	0	52	40	0	0	0	0	9	1	0	0	0	102

●保健所の指導に基づく頻度で検査

※ 原水の指標菌(大腸菌(定性)+嫌気性芽胞菌)2項目を年1回実施(6月)

2 102

水質検査採水計画(土倉簡易水道)

浄水, 原水

番号	項目名	実施内容	4月	5月	6月		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	設定理由等
					浄水	原水										
1	一般細菌	2回/年			○	○					○					●保健所の指導に基づく頻度で検査
2	大腸菌	2回/年			○	○					○					
3	カドミウム及びその化合物	1回/年			○	○										
4	水銀及びその化合物	1回/年			○	○										
5	セレン及びその化合物	1回/年			○	○										
6	鉛及びその化合物	1回/年			○	○										
7	ヒ素及びその化合物	1回/年			○	○										
8	六価クロム化合物	1回/年			○	○										
9	亜硝酸態窒素	1回/年			○	○										
10	亜硝酸イオン及び塩化亜硝酸	1回/年			○	○										
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1回/年			○	○										
12	フッ素及びその化合物	1回/年			○	○										
13	砒素及びその化合物	1回/年			○	○										
14	四塩化炭素	1回/年			○	○										
15	1, 4-ジクロロベンゼン	1回/年			○	○										
16	ジクロロエチレン及びトリクロロエチレン	1回/年			○	○										
17	ジクロロメタン	1回/年			○	○										
18	テトラクロロエチレン	1回/年			○	○										
19	トリクロロエチレン	1回/年			○	○										
20	ベンゼン	1回/年			○	○										
21	塩素酸	1回/年			○											
22	クロロ酢酸	1回/年			○											
23	クロロホルム	1回/年			○											
24	ジクロロ酢酸	1回/年			○											
25	ジブromクロロメタン	1回/年			○											
26	臭素酸	1回/年			○											
27	総トリハロメタン	1回/年			○											
28	トリクロロ酢酸	1回/年			○											
29	ブromジクロロメタン	1回/年			○											
30	ブromホルム	1回/年			○											
31	ホルムアルデヒド	1回/年			○											
32	亜鉛及びその化合物	1回/年			○	○										
33	アルミニウム及びその化合物	1回/年			○	○										
34	鉄及びその化合物	1回/年			○	○										
35	銅及びその化合物	1回/年			○	○										
36	ナトリウム及びその化合物	1回/年			○	○										
37	マンガン及びその化合物	1回/年			○	○										
38	塩化物イオン	2回/年			○	○					○					
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1回/年			○	○										
40	蒸発残留物	1回/年			○	○										
41	陰イオン界面活性剤	1回/年			○	○										
42	ジエタノール	1回/年			○	○										
43	2-メチルイソブチルアルコール	1回/年			○	○										
44	非イオン界面活性剤	1回/年			○	○										
45	フェノール類	1回/年			○	○										
46	有機物(TOC)	2回/年			○	○					○					
47	PH値	2回/年			○	○					○					
48	味	2回/年			○						○					
49	臭気	2回/年			○	○					○					
50	色度	2回/年			○	○					○					
51	濁度	2回/年			○	○					○					
	PFOS、PFOA	2回/年			○	○					○					
	計(項目)		0	0	52	40	0	0	0	0	9	1	0	0	0	102

※ 原水の指標菌(大腸菌(定性)+嫌気性芽胞菌)2項目を年1回実施(6月)

水質検査採水計画（上大牧簡易水道）

浄水, 原水

番号	項目名	実施内容	4月	5月	6月		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	設定理由等
					浄水	原水										
1	一般細菌	2回/年			○	○					○					●保健所の指導に基づく頻度で検査
2	大腸菌	2回/年			○	○					○					
3	カドミウム及びその化合物	1回/年			○	○										
4	水銀及びその化合物	1回/年			○	○										
5	セレン及びその化合物	1回/年			○	○										
6	鉛及びその化合物	1回/年			○	○										
7	ヒ素及びその化合物	1回/年			○	○										
8	六価クロム化合物	1回/年			○	○										
9	亜硝酸態窒素	1回/年			○	○										
10	亜硝酸イオン及び塩化亜硝酸	1回/年			○	○										
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1回/年			○	○										
12	フッ素及びその化合物	1回/年			○	○										
13	砒素及びその化合物	1回/年			○	○										
14	四塩化炭素	1回/年			○	○										
15	1, 4-ジクロロベンゼン	1回/年			○	○										
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	1回/年			○	○										
17	ジクロロメタン	1回/年			○	○										
18	テトラクロロエチレン	1回/年			○	○										
19	トリクロロエチレン	1回/年			○	○										
20	ベンゼン	1回/年			○	○										
21	塩素酸	1回/年			○											
22	クロロ酢酸	1回/年			○											
23	クロロホルム	1回/年			○											
24	ジクロロ酢酸	1回/年			○											
25	ジブromクロロメタン	1回/年			○											
26	臭素酸	1回/年			○											
27	総トリハロメタン	1回/年			○											
28	トリクロロ酢酸	1回/年			○											
29	ブromジクロロメタン	1回/年			○											
30	ブromホルム	1回/年			○											
31	ホルムアルデヒド	1回/年			○											
32	亜鉛及びその化合物	1回/年			○	○										
33	アルミニウム及びその化合物	1回/年			○	○										
34	鉄及びその化合物	1回/年			○	○										
35	銅及びその化合物	1回/年			○	○										
36	ナトリウム及びその化合物	1回/年			○	○										
37	マンガン及びその化合物	1回/年			○	○										
38	塩化物イオン	2回/年			○	○					○					
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	1回/年			○	○										
40	蒸発残留物	1回/年			○	○										
41	陰イオン界面活性剤	1回/年			○	○										
42	ジエタノール	1回/年			○	○										
43	2-メチルイソブチルアルコール	1回/年			○	○										
44	非イオン界面活性剤	1回/年			○	○										
45	フェノール類	1回/年			○	○										
46	有機物（TOC）	2回/年			○	○					○					
47	PH値	2回/年			○	○					○					
48	味	2回/年			○						○					
49	臭気	2回/年			○	○					○					
50	色度	2回/年			○	○					○					
51	濁度	2回/年			○	○					○					
	PFOS、PFOA	2回/年			○	○					○					
	計（項目）		0	0	52	40	0	0	0	0	9	1	0	0	0	102

※ 原水の指標菌（大腸菌（定性）+嫌気性芽胞菌）2項目を年1回実施（6月）

2 102

水質検査採水計画（下大牧簡易水道）

浄水、原水

番号	項目名	実施内容	4月	5月	6月		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	設定理由等
					浄水	原水										
1	一般細菌	2回/年			○	○					○					
2	大腸菌	2回/年			○	○					○					
3	カドミウム及びその化合物	1回/年			○	○										
4	水銀及びその化合物	1回/年			○	○										
5	セレン及びその化合物	1回/年			○	○										
6	鉛及びその化合物	1回/年			○	○										
7	ヒ素及びその化合物	1回/年			○	○										
8	六価クロム化合物	1回/年			○	○										
9	亜硝酸態窒素	1回/年			○	○										
10	シアニ化物イオン及び塩化シアニ	1回/年			○	○										
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1回/年			○	○										
12	フッ素及びその化合物	1回/年			○	○										
13	砒素及びその化合物	1回/年			○	○										
14	四塩化炭素	1回/年			○	○										
15	1, 4-ジニトロベンゼン	1回/年			○	○										
16	ジブチルヒンキリン、2-ブチルヒンキリン及びブチルヒンキリン、2-ブチルヒンキリン	1回/年			○	○										
17	ジクロロメタン	1回/年			○	○										
18	テトラクロロエチレン	1回/年			○	○										
19	トリクロロエチレン	1回/年			○	○										
20	ベンゼン	1回/年			○	○										
21	塩素酸	1回/年			○											
22	クロロ酢酸	1回/年			○											
23	クロロホルム	1回/年			○											
24	ジクロロ酢酸	1回/年			○											
25	ジブチルヒンキリン	1回/年			○											
26	臭素酸	1回/年			○											
27	総トリハロメタン	1回/年			○											
28	トリクロロ酢酸	1回/年			○											
29	ブチルヒンキリン	1回/年			○											
30	ブチルホルム	1回/年			○											
31	ホルムアルデヒド	1回/年			○											
32	亜鉛及びその化合物	1回/年			○	○										
33	アルミニウム及びその化合物	1回/年			○	○										
34	鉄及びその化合物	1回/年			○	○										
35	銅及びその化合物	1回/年			○	○										
36	ナトリウム及びその化合物	1回/年			○	○										
37	マンガン及びその化合物	1回/年			○	○										
38	塩化物イオン	2回/年			○	○					○					
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	1回/年			○	○										
40	蒸発残留物	1回/年			○	○										
41	陰イオン界面活性剤	1回/年			○	○										
42	ジエチルヒンキリン	1回/年			○	○										
43	2-メチルイソプロパノール	1回/年			○	○										
44	非イオン界面活性剤	1回/年			○	○										
45	フェノール類	1回/年			○	○										
46	有機物（TOC）	2回/年			○	○					○					
47	PH値	2回/年			○	○					○					
48	味	2回/年			○						○					
49	臭気	2回/年			○	○					○					
50	色度	2回/年			○	○					○					
51	濁度	2回/年			○	○					○					
	PFOS、PFOA	2回/年			○	○					○					
	計（項目）		0	0	52	40	0	0	0	0	9	1	0	0	0	102

●保健所の指導に基づく頻度で検査

※ 原水の指標菌（大腸菌（定性）+嫌気性芽胞菌）2項目を年1回実施（6月）

水質検査採水計画（大栗山簡易水道）

浄水，原水

番号	項目名	実施内容	4月	5月	6月		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	設定理由等
					浄水	原水										
1	一般細菌	2回/年			○	○					○					●保健所の指導に基づく頻度で検査
2	大腸菌	2回/年			○	○					○					
3	カドミウム及びその化合物	1回/年			○	○										
4	水銀及びその化合物	1回/年			○	○										
5	セレン及びその化合物	1回/年			○	○										
6	鉛及びその化合物	1回/年			○	○										
7	ヒ素及びその化合物	1回/年			○	○										
8	六価クロム化合物	1回/年			○	○										
9	亜硝酸態窒素	1回/年			○	○										
10	亜硝酸イオン及び塩化亜硝酸	1回/年			○	○										
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1回/年			○	○										
12	フッ素及びその化合物	1回/年			○	○										
13	砒素及びその化合物	1回/年			○	○										
14	四塩化炭素	1回/年			○	○										
15	1, 4-ジクロロベンゼン	1回/年			○	○										
16	ジクロロエチレン及びトリクロロエチレン	1回/年			○	○										
17	ジクロロメタン	1回/年			○	○										
18	テトラクロロエチレン	1回/年			○	○										
19	トリクロロエチレン	1回/年			○	○										
20	ベンゼン	1回/年			○	○										
21	塩素酸	1回/年			○											
22	クロロ酢酸	1回/年			○											
23	クロロホルム	1回/年			○											
24	ジクロロ酢酸	1回/年			○											
25	ジブromクロロメタン	1回/年			○											
26	臭素酸	1回/年			○											
27	総トリハロメタン	1回/年			○											
28	トリクロロ酢酸	1回/年			○											
29	ブromジクロロメタン	1回/年			○											
30	ブromホルム	1回/年			○											
31	ホルムアルデヒド	1回/年			○											
32	亜鉛及びその化合物	1回/年			○	○										
33	アルミニウム及びその化合物	1回/年			○	○										
34	鉄及びその化合物	1回/年			○	○										
35	銅及びその化合物	1回/年			○	○										
36	ナトリウム及びその化合物	1回/年			○	○										
37	マンガン及びその化合物	1回/年			○	○										
38	塩化物イオン	2回/年			○	○					○					
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	1回/年			○	○										
40	蒸発残留物	1回/年			○	○										
41	陰イオン界面活性剤	1回/年			○	○										
42	ジエタノール	1回/年			○	○										
43	2-メチルイソブチルアルコール	1回/年			○	○										
44	非イオン界面活性剤	1回/年			○	○										
45	フェノール類	1回/年			○	○										
46	有機物（TOC）	2回/年			○	○					○					
47	PH値	2回/年			○	○					○					
48	味	2回/年			○						○					
49	臭気	2回/年			○	○					○					
50	色度	2回/年			○	○					○					
51	濁度	2回/年			○	○					○					
	PFOS、PFOA	2回/年			○	○					○					
	計（項目）		0	0	52	40	0	0	0	0	9	1	0	0	0	102

※ 原水の指標菌（大腸菌（定性）＋嫌気性芽胞菌）2項目を年1回実施（6月）

水質検査採水計画 (太郎布簡易水道)

浄水, 原水

番号	項目名	実施内容	4月	5月	6月		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	設定理由等
					浄水	原水										
1	一般細菌	2回/年			○	○					○					
2	大腸菌	2回/年			○	○					○					
3	カドミウム及びその化合物	1回/年			○	○										
4	水銀及びその化合物	1回/年			○	○										
5	セレン及びその化合物	1回/年			○	○										
6	鉛及びその化合物	1回/年			○	○										
7	ヒ素及びその化合物	1回/年			○	○										
8	六価クロム化合物	1回/年			○	○										
9	亜硝酸態窒素	1回/年			○	○										
10	シアニ化物イオン及び塩化シアニ	1回/年			○	○										
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1回/年			○	○										
12	フッ素及びその化合物	1回/年			○	○										
13	砒素及びその化合物	1回/年			○	○										
14	四塩化炭素	1回/年			○	○										
15	1, 4-ジニトロベンゼン	1回/年			○	○										
16	ジブチルtin, 2-ブチルtin及びブチルtin ジブチルtin, 2-ブチルtin	1回/年			○	○										
17	ジクロロメタン	1回/年			○	○										
18	テトラクロロエチレン	1回/年			○	○										
19	トリクロロエチレン	1回/年			○	○										
20	ベンゼン	1回/年			○	○										
21	塩素酸	1回/年			○											
22	クロロ酢酸	1回/年			○											
23	クロロホルム	1回/年			○											
24	ジクロロ酢酸	1回/年			○											
25	ジブチルtin, 2-ブチルtin	1回/年			○											
26	臭素酸	1回/年			○											
27	総トリハロメタン	1回/年			○											
28	トリクロロ酢酸	1回/年			○											
29	ブチルtin, 2-ブチルtin	1回/年			○											
30	ブチルtin	1回/年			○											
31	ホルムアルデヒド	1回/年			○											
32	亜鉛及びその化合物	1回/年			○	○										
33	アルミニウム及びその化合物	1回/年			○	○										
34	鉄及びその化合物	1回/年			○	○										
35	銅及びその化合物	1回/年			○	○										
36	ナトリウム及びその化合物	1回/年			○	○										
37	マンガン及びその化合物	1回/年			○	○										
38	塩化物イオン	2回/年			○	○					○					
39	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	1回/年			○	○										
40	蒸発残留物	1回/年			○	○										
41	陰イオン界面活性剤	1回/年			○	○										
42	ジエチルtin	1回/年			○	○										
43	2-メチルイソプロパノール	1回/年			○	○										
44	非イオン界面活性剤	1回/年			○	○										
45	フェノール類	1回/年			○	○										
46	有機物 (TOC)	2回/年			○	○					○					
47	PH値	2回/年			○	○					○					
48	味	2回/年			○						○					
49	臭気	2回/年			○	○					○					
50	色度	2回/年			○	○					○					
51	濁度	2回/年			○	○					○					
	PFOS、PFOA	2回/年			○	○					○					
	計 (項目)		0	0	52	40	0	0	0	0	9	1	0	0	0	102

●保健所の指  
導に基づく頻  
度で検査

※ 原水の指標菌 (大腸菌 (定性) + 嫌気性芽胞菌) 2項目を年1回実施 (6月)